

議案第 25 号

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成 27 年墨田区条例第 23 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 A 階層の項及び別表第 2 A 階層の項中「による里親世帯」を「第 6 条の 3
第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第 6 条の 4 に規定
する里親の属する世帯」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区保育所等の利用
者負担額を定める条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、小規模住居型児童養育事業を行う
者に係る保育所等の利用者負担額を無償とする必要がある。